

議案第 5 1 号

三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 9 年 6 月 2 1 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

三田市老人等医療費の助成に関する条例（平成4年三田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「同法第314条の7及び同法附則第5条の4第6項並びに同法附則第5条の4の2第6項」を「同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市老人等医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。